

司法試験法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 司法試験法施行規則（平成十七年八月二十六日法務省令第八十四号）

現 行	改 正 前
<p>(試験科目の範囲)</p> <p>第二条 法第三条第三項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、<u>論文式による筆記試験の民事系科目について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編海商に関する部分を除いた部分とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(試験科目の範囲)</p> <p>第二条 法第三条第三項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、<u>短答式による筆記試験の民事系科目及び論文式による筆記試験の民事系科目について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編海商に関する部分を除いた部分とする。</u></p> <p>2 (略)</p>